

# 相談室 Q&A

## 福利厚生関係

# Q

### 社員寮に設置している家具・家電を損壊した社員に対して弁償を求めてよいか

当社では、新入社員につき、全員1年間の社員寮生活を義務づけています。各部屋には家具・家電をあらかじめ設置していますが、ある入居者が自室のほとんどの家具・家電を損壊していたことが発覚しました。本人は「故意ではない」と主張していますが、使用が極めて乱暴であったことは間違いのないようです。こうした場合に、損壊した家具・家電の弁償を求めることは可能でしょうか。

(愛知県 S社)

# A

社宅に関する規則に責任を免除する規定が存在しない限り、労働者の過失が認められる場合は、弁償を求めることができると考えられるが、弁償の範囲は、損壊された家具・家電の使用年数等によって限定される

回答者 家永 勲 いえなが いさお 弁護士(弁護士法人ALG & Associates パートナー)

## 1. 総論

社宅の利用関係については、「賃貸借契約」または「社宅を利用するための特殊な契約」に分類されています。しかしながら、いずれの場合であっても、労働者は、使用者に対して、原状回復義務を負担すると考えられる以上、使用者が所有する付属品や社宅内の備品等を損壊した場合には、たとえ故意ではなくとも、過失がある限り、原状回復義務に基づく損害賠償（弁償）を求めることができると考えられます。

しかしながら、原状回復を求めることができる損害の範囲は、損壊された家具・家電の使用年数等に応じて減少することになります。また、社宅の利用契約の性質によっては、使用者から、労働者に対する損害賠償については、業務との関連性に応じて信義則による賠償範囲の制限についても検討する必要があると考えられます。

## 2. 社宅の利用関係に関する判例について

社宅の利用関係が、どのような契約となるのかについて、過去の判例では以下のような判断が示されています。

まず、家屋明渡請求上告事件（最高裁三小 昭29.11.16判決 判時40号9ページ）では、「会社とその従業員との間における有料社宅の使用関係が賃貸借であるか、その他の契約関係であるかは、画一的に決定し得るものではなく、各場合における契約の趣旨いかんによつて定めるものと言わねばならない」と判断し、月額36円の社宅料が支払われていた社宅について、「従業員の能率の向上を図り厚生施設の一助に資したもので、社宅料は維持費の一部に過ぎず社宅使用の対価ではなく、社宅を使用することができるのは従業員たる身分を保有する期間に限られる趣旨の特殊の契約関係であつて賃貸借関係ではない」という原審（東京高裁 昭27.10.13判決）の判断を維持しました。

一方で、従業員専用の寮として利用されており、

契約において雇用関係終了後3カ月以内に立ち退く前提になっていたことを認めながらも、世間並みの相当家賃額が支払われていたことをもって賃貸借契約と認定したものがありません（武蔵造機社員寮明渡事件 東京高裁 昭29.10.30判決 民集10巻11号1463ページ、上告審も結論を維持）。

これらの裁判例から、社宅の利用に関する契約は、その趣旨に応じて、その法的性質が異なる可能性が存在することが示されており、社宅に備え付けた家具・家電の損壊についても当該契約の趣旨に応じて検討すべきと考えられます。

すなわち、賃貸借契約であれば、たとえ借主と貸主の間に労働契約関係があったとしても、賃貸借契約における原状回復または損害賠償請求の問題として考えることができます。したがって、賃料として相場家賃相当額を受領している場合には、使用者と労働者という特殊な関係を考慮することなく、原状回復義務の範囲として解決することが可能と考えられます。

しかしながら、労働契約存続中に限って認められる特殊な契約関係であるとするれば、労働契約の終了に伴う契約の終了を有効とするなど、労働契約の趣旨に応じた検討も必要と考えられます。労働契約の趣旨を考慮することになれば、社宅における家具・家電の損壊についての弁償は、使用者の労働者に対する損害賠償請求であると考えられるところ、判例においては、使用者による労働者に対する損害賠償請求について信義則による賠償範囲の制限が行われていることも無視することはできません（茨城石炭商事事件 最高裁一小 昭51.7.8判決 民集30巻7号689ページ。使用者が被用者に損害賠償を請求できる範囲は、信義則上損害額の4分の1を限度とすべきと判断）。

### 3. 原状回復に関する損害賠償請求について

賃貸借契約における原状回復については、国土交通省が「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を定めており、実務において参考にされています。

基本的なルールとしては、経年変化や通常の使用に伴う損耗については、貸主の負担とし、通常

の使用を超えるような使用や故意または過失による損耗は借主の負担とするというものです。

ご質問においては、使用が極めて乱暴であったことは間違いのないことですので、入居者に過失があったことは認められる可能性があり、弁償を求めることができそうです。

しかしながら、たとえ故意または過失による損耗であったとしても、経年変化による価値の減少部分を請求することはできないため、家具・家電を使用してきた年数に応じて弁償を求めることができる範囲は少なくなってしまう。

労働契約の趣旨に基づく特殊の契約関係にある場合の賠償範囲の制限について、具体的な裁判例は見当たりませんが、使用者の労働者に対する賠償範囲が制限されているのは、労働者の活動から利益を得る使用者と、当該労働者の活動から生じ得る損害の公平な分担という趣旨に基づきます。

そこで、社宅の利用関係について検討すると、労働基準法94条1項において、社宅よりも業務との関連性が強いと考えられる寄宿舎について「使用者は、事業の附属寄宿舎に寄宿する労働者の私生活の自由を侵してはならない」と定められていることから、業務との関連性が寄宿舎よりも小さい社宅の利用に関しては、使用者が指揮命令する性質のものではなく、むしろ労働時間からの解放のための私生活上の自由が強く求められていると考えられます。

私生活上の自由が確保されているということは、たとえ、社宅の利用関係が労働契約関係に基づく特殊な契約であるとしても、通常の賃貸借契約における原状回復と同様に、通常の利用を超えるような利用や故意または過失による損耗については、経年変化に相当する部分を除いて、弁償を求めることができます。

なお、社宅の利用規則を定めている会社も存在しますが、このような規則は、就業規則の一部または社宅の利用契約の内容として成立します。社宅の利用規則において、利用者の責任を免除する内容が含まれている場合は、弁償を求めることができないおそれがあると考えられます。